入札公告の変更

令和４年４月25日
独立行政法人　海技教育機構
理事長　田島　哲明

◎調達機関番号　604　◎所在地番号　14

○第２号

１　掲載日　令和４年３月１日（号外政府調達第38号）

２　変更内容　25頁２段目、１⑷中「⑤令和４年５月18日」を「⑤令和４年５月26日」に、25頁４段目、５⑷中「⑤18 May. 2022」を「⑤26 May. 2022」にそれぞれ変更します。

入札公告の取消

令和４年４月25日
支出負担行為担当官
総務省統計局長　井上　　卓

◎調達機関番号　012　◎所在地番号　13

令和４年３月１日付（号外政府調達第38号）４頁３段目掲載の入札公告「ＳＵＴ／ＩＯ作成業務支援プログラムの設計・開発作業の請負　一式」を取り消します。

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和４年４月25日
支出負担行為担当官
沖縄総合事務局開発建設部長　坂井　　功

◎調達機関番号　007　◎所在地番号　47

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　首里城正殿復元整備工事（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）

⑶　工事場所　沖縄県那覇市首里当蔵町３－１（国営沖縄記念公園首里城地区）

⑷　工事内容　本工事は、首里城正殿の復元工事等を施工するものである。

１）構造・階数・建物規模・工事概要

①　正殿　木造　３階建　延べ面積　1,199.24㎡　新築１棟

②　西之廊下　木造　平屋建　延べ面積　36.38㎡　新築１棟

③　南之廊下　木造　平屋建　延べ面積　34.42㎡　新築１棟

④　仮設階段棟　鉄骨造　２階建　延べ面積　92.18㎡　新築１棟

⑤　素屋根　鉄骨造　３階建　延べ面積　3,397.62㎡　増築１棟

⑥　工作物　消火・防火水槽など　新設一式　基壇廻り石階段など　改修一式

⑦　電気設備　新設一式、改設一式

⑧　機械設備　新設一式、改設一式

⑨　エレベータ設備　新設一式

⑩　木材倉庫・原寸場及び素屋根　鉄骨造　３階建　延べ面積　5,560.95㎡　とりこわし一式

⑸　工期　令和４年10月３日から令和８年９月30日まで（余裕期間：契約締結の翌日から令和４年10月２日まで）

⑹　使用及び支給する主要な資機材

使用材：鉄骨　約400ｔ

支給材：木材（大径材：約700㎥）
屋根瓦　約60,000枚
石材（(彫刻品）礎石、大龍柱、小龍柱、高欄等）

⑺　本工事は、技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式（技術提案評価型Ｓ型）の適用工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認するとともに、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査・評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。

⑻　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、総合評価に係る範囲は対象としない。

⑼　本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑽　本工事は、資料の提出、入札を電子入札システムで行う対象工事である。

なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に変えることができる。

⑾　本工事は、総合評価方式における技術提案の採否に関わる詳細な通知をする試行工事である。

⑿　本工事は、入札時に工事費内訳書の提出を義務付ける工事である。

⒀　本工事は、入札参加者に対して、金融機関等による審査・与信を経て発行される契約保証の予約的機能を有する証書の提出を求める入札ボンドの対象工事である。

⒁　本工事は、段階的選抜方式における一次審査に係る申請書（以下「申請書」という）及び段階的選抜方式における一次審査に係る確認資料（以下「確認資料」という）を提出した者のうち、一次審査の審査評価点合計が上位15者（ただし、15者目の審査評価点の合計と同点の者が複数いる場合は、そのすべての者を含む）以外の競争参加者による入札を無効とする段階的選抜方式の試行工事である。

⒂　本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。本方式では、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うことができる。

⒃　本工事は、今後、不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保の方策に変更が生じ、適正な工事の実施が困難となる場合に、必要となる費用について支出実績を踏まえ、設計変更により対応する試行工事である。なお、当該試行による変更項目は、次による。

イ）共通仮設費：共通仮設費率に含まない項目の費用

ロ）現場管理費：労働管理費（募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤費等に要する費用）

⒄　本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事である。

⒅　本工事は、入札説明書に示す工事成績相互利用適用対象工事（以下「評価対象工事」という。）の工事成績評定点を競争参加資格や評価対象とする「工事成績相互利用型総合評価方式」の試行工事である。

⒆　本工事は、発注者が週休２日に取り組むことを指定する週休２日促進工事（発注者指定方式）である。

また、毎月第４土日を現場一斉閉所とする試行工事である。なお、毎月第４土日の現場一斉閉所が未実施となっても、罰則規定はない。

⒇　本工事は、受注者が入札時又は、工事中に施工合理化技術（ただし、発注者指定の技術を除く）に関する技術提案を行い、履行による効果が確認された場合、請負工事成績評定要領に基づき評価する工事である。（総合評価に関する技術提案において加点評価対象となった内容は除く。）

(21)　本工事は、「情報共有システムを活用した工事関係図書等の効率化、電子納品等」の適用を行う対象工事である。

適用にあたっては、国土交通省大臣官房官庁営繕部が定める「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件2019年版営繕工事編」を満たす情報共有システムを使用すること。

(22)　本工事は、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化」の対象工事である。

(23)　本工事は、男女別の環境改善型トイレ（「快適トイレ」という）の設置について、推進する工事である。

(24)　本工事は、ワークライフバランス等を推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業を評価する工事である。

(25)　本工事は、「ＢＩＭモデルを活用した施工に関する調整」の試行を行う対象工事である。

(26)　本工事は、建設キャリアアップシステム活用推奨モデル営繕工事の試行対象工事である。

(27)　本工事は、熱中症対策として日最高気温の状況に応じた費用の補正を行う試行工事である。

(28)　本工事は、「建設現場の遠隔臨場」の試行を行う対象工事である。

(29)　本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙方式に代えるものとする。

(30)　本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。